

# 申入書

内閣総理大臣 菅義偉 様  
法務大臣 上川陽子 様

2021年4月15日  
特定非営利活動法人名古屋難民支援室

## 在日ミャンマー人に在留資格の保障を

今年の2月1日に、ミャンマーでクーデターが発生して以来、同国では、人権の危機的状況が悪化しています。非暴力で抗議する自国民に対し、軍や警察が、銃を向け、強制連行し、残虐な暴力を繰り返しています。

そのような中、我が国に暮らすミャンマー人は、若者らが中心となり、母国で起きている軍事クーデターに抗議の意思を示し、声を上げています。さらには、日本政府に対し、「軍事クーデターを認めないで」と訴えています。

日本でこのような活動を行えば、今帰国した場合に、強制連行や拷問の対象になる可能性が高いことは、明らかです。それでも、彼／彼女らは、自分の意志で、抗議の声を上げています。

弊団体は、2012年の設立時から在日難民を支援してきました。出会った難民や庇護希望者は、誰一人として、難民になりたくてなったものではありません。我が国に暮らすミャンマー人の若者のように、人権問題への危機意識から、自らの命を顧みず、声を上げた結果、危険な目に遭い、迫害され、逃れてきているのです。

今般のミャンマーの人権危機に関して弊団体では声明を発表しており、多くの団体や個人の方々から賛同いただいております(添付をご参照ください)、これは我が国の市民も本問題に関心が高いことを示しています。

現在のミャンマーの人権危機に対し、今我が国ができることの一つは、在日ミャンマー人の保護です。我が国に暮らすミャンマー人の命を保護するため、彼らに在留資格と就労許可を付与してください。

米国では、3月18日までに、同国内に在住するミャンマー人に対し、「一時保護資格」を与え、18か月間の滞在猶予期間を認め、就労資格の申請も可能とする方針を示しました。米国の例に従い、我が国でも同様の措置を取ることは、難しい事ではないはずです。是非、今回の菅総理の訪米のお土産として、我が国の人権保護の精神と意志を示してください。

以上